

安芸市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年1月16日

安芸市監査委員 小川 広人

安芸市監査委員 藤田 伸也

監査結果に基づく措置の内容

課名	指摘事項等	措置の内容
学校教育課	この研究会の事務局は本市学校教育課にあり、安芸市任意団体経理事務取扱要綱（以下「任意団体要綱」という。）の適用を受ける。任意団体要綱第9条第2号に規定する請求書の添付がなく支払処理を行っている事例が見受けられた。リスク回避のため、今後は任意団体要綱に従って適正な経理事務を行って下さい。	監査報告を受け、学校教育課長から当該事務局担当の安芸市教育研究所の所長及び担当者に「安芸市任意団体経理事務取扱要綱」を示して支払い手順等を確認し、経理事務の適正化に努めるよう指導を行った。 経過として、安芸市教育研究会の各部会長が、事前に口頭にて必要品購入の了承を受け、立替え払いにて購入後、その領収書を基に「収入票・支出票」にて支出していたケースもあり、今後は、「安芸市任意団体経理事務取扱要綱」に則って、請求書がもらえる量販店を活用して購入するなどして適正な経理事務を行うよう指導した。